

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県政務調査費交付条例の一部改正について

1 条例の改正理由

政務調査費の適正な執行を図るため、政務調査費の使途及び手続に関する指針を議長が策定することとする
とともに、収支報告書の内容について必要な調査を議会事務局長が行うよう見直す。

2 条例の概要

- (1) 議長は、政務調査費の使途基準に従い、政務調査費の使途及び手続に関する指針を定めるものとする。
- (2) 議長は、議員が提出した収支報告書の内容について必要な調査を、議会事務局長（現行 代表監査委員）
に行わせるものとする。
- (3) 議員に、政務調査費を充てた支出に係る証拠書類の写しの議会事務局長への提出を義務づける。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 次の条例について、(3)に伴う所要の規定の整備を行う。
 - ア 鳥取県情報公開条例
 - イ 鳥取県議会情報公開条例
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。